1　九十四億八千万円（九、四八〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資(Ⅳ)（以下「融資計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、アフリカ開発銀行に供与されることになる。

2　(1)　借款は、アフリカ開発銀行とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・五五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが融資計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、日本国政府及びアフリカ開発銀行の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、融資計画に基づきアフリカ開発銀行が最終借入人に対して行う融資又はアフリカ開発銀行が他の主体に対して行う出資に充てるために使用に供される。

4　アフリカ開発銀行は、借款の資金が適正にかつ専ら融資計画のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

5　アフリカ開発銀行は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　融資計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　融資計画に関する必要なその他の情報

6　日本国政府及びアフリカ開発銀行は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をアフリカ開発銀行に代わって確認される貴下の返簡が日本国政府とアフリカ開発銀行との間の合意を構成し、その合意が貴下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月十六日にチュニスで

チュニジア共和国駐在

日本国特命全権大使　髙原寿一

アフリカ開発銀行総裁

ドナルド・カベルカ殿

（アフリカ開発銀行側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本職は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本職は、更に、前記の了解をアフリカ開発銀行に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が日本国政府とアフリカ開発銀行との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本職は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月十六日にチュニスで

アフリカ開発銀行総裁

ドナルド・カベルカ

チュニジア共和国駐在

日本国特命全権大使　髙原寿一閣下

○外務省告示第二号

平成二十五年十二月十六日にアンタナナリボ（マダガスカル）で、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコモロ連合政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億七千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　細谷龍平在コモロ大使（マダガスカルにて兼轄）

コモロ側　カービ・エリヤスクルト・モハメッド在マダガスカル　コモロ大使

平成二十六年一月六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三号

平成二十五年十二月十三日にリロングウェで、第三次ブランタイヤ市道路網整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第三次ブランタイヤ市道路網整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年二月二十八日まで

4　署名者

日本側　西岡周一郎在マラウイ大使

マラウイ側　マクスウェル・ムクウェザランバ財務大臣

平成二十六年一月六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四号

平成二十五年十二月十三日にリロングウェで、リロングウェ中等教員養成校建設計画のための贈与に関する平成二十五年五月十六日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「十三億二千七百万円」に改める。

2　署名者

日本側　西岡周一郎在マラウイ大使

マラウイ側　マクスウェル・ムクウェザランバ財務大臣

平成二十六年一月六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第五号

平成二十五年十二月十七日にアクラ（ガーナ）で、配電網緊急改修計画のための贈与に関する平成二十五年五月二十二日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がシエラレオネ共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「十五億五千二百万円」に改める。

2　署名者

日本側　二階尚人在シエラレオネ大使（ガーナにて兼轄）

シエラレオネ側　オスマン・Ｆ・ヤンサニ在ガーナ　シエラレオネ高等弁務官

平成二十六年一月六日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十五年三月二十七日　第二十四号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

スオーロ・エ・サルーテ有限会社　イタリア共和国ペーサロ・ウルビーノ県ファーノ市パオロ・ボルセリーノ通り　十二／Ｂ

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

イタリア共和国　ボローニャ県ボローニャ市ガッリエラ通り九十三

○経済産業省告示第一号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第九条第一項の登録につき、電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年経済産業省令第三十三号）の施行に伴い、次のとおり変更する。

平成二十六年一月六日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　(一)　国内登録検査機関の名称　一般財団法人電気安全環境研究所

(二)　変更前の登録の区分　一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）

二　電線（基準省令第二項に係るものに限る。）